北秋田みらい応援留学【3C体験】

【秋田県内児童生徒向け】
※北秋田市以外

申し込み手続き

〇夏、秋、冬の３回、本施設に宿泊しながら学習や体験活動ができる期間を設定します。
〇４泊５日（月～金）×２セットを基本とします。
※土日祝日は家で過ごします。
〇宿泊体験終了後、通園で本学園の様々な体験活動に参加できます。
〇通年の宿泊利用には対応しません。

■宿泊利用申し込み手続きについて（県内児童生徒）

諸手続は在籍校を窓口にして行うため、保護者はパンフレットを在籍校に提示し、担任の先生や学年主任の先生方に協力の要請をお願いします。また、**本事業を学校から家庭に紹介する場合は、問い合わせや申し込みは「４」に示した連絡先に家庭が直接連絡するようにお伝え願います。情報は全て学校と共有させていただきます。**

０．「前提」

・本施設は教育施設であり、児童自立支援施設、児童養護施設、医療施設ではありません。
・本事業は教育事業であり、あくまでも教育的な関わりの中で、心身のリフレッシュやエネルギーの回復を図るとともに、将来の社会参画に結びつく体験の獲得や人間力の向上を目的としています。

１．期間　※次の①～⑥のうちいずれかを選択する。

【Ⅰ期】 ①令和７年９月８日（月）～９月19日（金）
※うち13日、14日、15日は帰宅
②令和７年９月22日（月）～10月3日（金）
※うち27日、28日は帰宅
○主な体験：（カヌー、ボート、登山、水生生物採取、釣り、社会奉仕活動等）

【Ⅱ期】 ③令和７年10月20日（月）～10月31日（金）
※うち25、26日は帰宅
④令和７年11月４日（火）～11月14日（金）
※うち８日、９日は帰宅
○主な体験：（パークゴルフ、トレッキング、収穫、調理、サイクリング等）

【Ⅲ期】 ⑤令和８年１月19日（月）～１月30日（金）
※うち24日、25日は帰宅
⑥令和８年２月２日（月）～２月13日（金）
※うち７日、8日は帰宅
○主な体験：（スキー、雪遊び、スノーモービル、樹氷見学、調理等）

２．対象とする児童生徒

(1)現在不登校、または、不登校傾向の小学校５年生～中学３年生までの児童生徒。
(2)学校が不登校、または、不登校傾向であることを認定している児童生徒。
(3)現在動きが停滞しており、保護者はもちろん本人も現状打破を強く希望している状況にあること。
(4)入園するにあたり、在籍校の理解と協力が得られる家庭と児童生徒。

３．留意事項【重要】

宿泊利用を進めるにあたり、本人の心身の健康状態や発達の特性、生活への適性等を確認するため、事前に担当が保護者、学校に質問や照会を行います。

(1)不登校状態の背景に児童福祉法、児童虐待防止法で対応すべき事項が認められた場合は、宿泊利用の対象外となります。
例：保護者が児童生徒に対して適切な監護養育を行えておらず、結果的に学校に足が向いていない状況が確認された場合。
例：学校に足が向いていない背景に児童虐待（身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・養育放棄「ネグレクト」）の疑いが認められた場合
(2)(1)について、事前の照会や宿泊利用準備中、または宿泊利用開始後に認められた場合はただちに本事業の対象外として宿泊利用の対応を打ち切るとともに、ケースに応じては速やかに関係機関に情報提供し、連携して対応させていただくことになります。

(3)日常的に他者への暴力、暴言、いじめ、いやがらせ、自傷行為等があると確認された児童生徒、または、当該行為の発生が予想される児童生徒は宿泊利用の対象外とさせていただきます。
(4)児童生徒に慢性的な疾患等があり、宿泊利用期間中であっても医療機関への定期的な通院が必要な場合は、宿泊利用の対象外とさせていただきます。
(5)以下が発生した場合は直ちに宿泊を終了させていただきます。
・職員の指導に応じない場合。
・ルールを守れない場合。
・他者を大切にしない行為、または、自傷行為等が確認された場合。
・児童生徒本人または保護者の理解のない行動により、事業の運営に著しい支障が生じた場合。
※法令等に則り、本事業では対応できないケースがあることを事前にご承知おきください。

4．申し込み方法と定員

(1)7月1日（火）より、随時電話で申し込み受付を開始する。同時に電話やメールによる問い合わせにも対応します。ただし、土日祝日は休館日のため対応できません。

(2)①～⑥の時期のうち、いずれの時期も選択可能ですが、県外の児童生徒も別に募集しており、宿泊利用者全体の定員は３名とします。

(3)原則として連絡窓口への電話での先着順とします、保護者との情報交換や学校への照会、書類の提出状況等の進み具合によって、順位が変更することもあるので随時家庭に情報を伝えていきます。状況によっては、希望以外の期間の宿泊利用をこちらから提案させていただくこともあります。

連絡窓口：北秋田市教育委員会（あきたリフレッシュ学園）　担当：津谷
TEL：0186-78-4180　e-mail：refresh@city.kitaakita.akita.jp

(4)**次頁「6」**に示すように事前の手続きに時間を要するため、希望する時期の開始日から逆算して、遅くても３週間前には電話連絡を入れてください。
(5)事前の施設見学、体験入園は、平日のみ随時受け付けます。

5．提出いただく書類について

★提出いただく書類は以下①～⑧まであり、①～⑥は家庭、⑦⑧は在籍校で作成する。

【家庭が作成する書類】
①□入園申請書
②□保健調査票（該当する学年のみ記入）
③□食物アレルギーに関する調査票（該当する学年のみ記入）
④□家庭・生活環境の記録
⑤□誓約書（規則遵守等）
⑥□誓約書（利用料・負担金支払い）

【在籍校が作成する書類】
⑦□指導の記録（学級担任もしくは学年主任が作成）
⑧□※入園承認書（※学校長の決裁が必要）

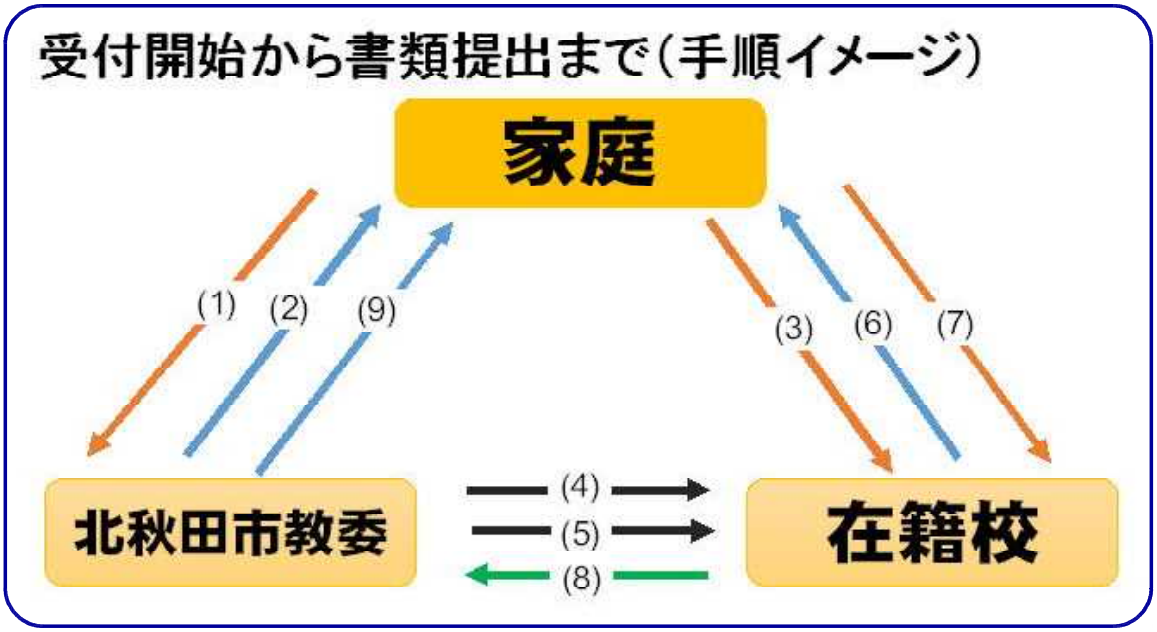

６．受付開始→書類提出→宿泊利用開始までの流れ

（１）保護者が北秋田市教委（あきたリフレッシュ学園）に電話（受付）
　※保護者は本人の同意、本人に前向きな気持ちがあることを確認してください。

（２）その電話の際に北秋田市教委担当者が児童生徒の現在の状況等について保護者に確認します。

（３）保護者は在籍校に本資料等を示しながら留学の希望を伝え、協力を要請してください。

（４）北秋田市教委担当者が留学について申し込み受付をした旨を在籍校に報告し、児童生徒本人の状況等を照会させていただきます。

※「保護者との情報交換」「学校への照会」を経て北秋田市教委で協議し、本事業に適さないケースと判断した場合は、以下の(5)には進まず、担当から保護者と学校にその旨を連絡させていただきます。

（５）北秋田市教委が在籍校に対して入園書類①～⑧一式を送付します。

（６）在籍校は保護者に入園書類①～⑥を手渡すと同時に、入園書類⑦⑧を作成します。

（７）保護者は入園書類①～⑥を完成させて在籍校に提出します。

（８）在籍校は入園書類①～⑧を一括して北秋田市教委に送付します。

宛先：〒018-4251　秋田県北秋田市鎌沢字石渕４４
合川学童研修センター内　あきたリフレッシュ学園　　津谷　泰介宛
※（５）の際に「返信用封筒」を添付します。

（９）北秋田市教委は書類を受理した旨を保護者に伝え、提出された書類を基に学習の状況や心身の状況等、さらに深い情報共有を行います。
※在籍校とも引き続き情報交換を継続させていただきます。
※留学終了後、在籍校には出席報告書、学習内容についての報告書を学校長宛に提出します。

７．面接・入園手続きについて

(1)面接は園長（北秋田市教育長）、児童生徒、保護者とで北秋田市役所第二庁舎会議室で留学開始初日の朝９：００から実施します。（開始時間は若干前後する可能性がありますが、随時調整してお伝えします。）

(2)入園手続きは、生活の拠点となる合川学童研修センター内で実施します。担当が本人、保護者に対して館内利用や生活のきまり等について説明し、相互確認を行います。

【時間の流れ】

留学開始日

９：００～北秋田市役所第二庁舎会議室で園長面接（園長⇔本人、保護者）

↓（終了後車で移動）

１０：２０～合川学童研修センター到着・荷物整理

１１：００～入園手続き

１２：００～昼食を摂りながら他の園生、職員と顔合わせ（昼食をこの日は持参する）

１３：３０～午後の体験活動開始

（保護者は児童生徒の様子を見届け、帰宅する。）

８．持ち物について

（1）学習に必要なもの

□在籍校で使っている内履き（講堂で運動をする際に活用します）

□在籍校で使っている教科書

□筆記用具

※鉛筆五本程度（シャーペン可）・消しゴム・赤青ペン（鉛筆）

定規・三角定規　等

□在籍校で使っているドリルやワーク等

（2）体験活動宿泊で必要なもの（10月～４月上旬まで朝夕は相当冷え込みます）

□保険証等病院を受診する際に必要なもの（職員保管）

□処方薬及びお薬手帳（必要な人）

□宿泊時期に応じた衣類　□下着（３～４日分程度）□パジャマ（必要な人）

□宿泊時期に応じた帽子　□空の水筒　□運動しやすい服装

□宿泊時期に応じた靴　□ウインドブレーカー等防寒着

□バスタオル（２枚程度）　□タオル（２枚程度）□体を洗うタオル/スポンジ

□虫除けスプレー（夏季：必要な人）　□宿泊用の歯ブラシとコップ

□不織布マスク（宿泊日数枚）　□財布

□リュックかバック（自然体験等で利用）

□スキー用ウェア・手袋・帽子（１月下旬～２月中旬に留学の場合）

□その他個人で必要な物（目覚まし時計、腕時計、コンタクトレンズ等）

※本センターの洗濯機、洗剤はいつでも使用できます。

(3)▲持ってきてはいけない物（学校生活に準じます）

■必要以外のお金　■化粧品、整髪料、毛染め等

■アクセサリー（ピアス・指輪・ネックレス等）　■ゲーム機

■その他危険と判断するもの

上記以外でも、生活に不必要であると判断されるものは、お預かりすることがあります。

・前述したようにスマホ等情報端末の持参は認めますが、使用目的、使用時間、使用時間帯、使用できる場所を制限します。なお、破損や紛失等についても各自責任をもって対応するようにしてください。

・ゲーム機の持参は認めません。スマホのゲームアプリの使用も認めません。

・その他生活について心配な点がありましたら随時担当までにご質問ください。

９．生活面について（補足）

(1)本施設は社会教育施設であるため、通常のホテル・旅館等で行われるような宿泊サービスは行われません。部屋、風呂場の清掃、ゴミの分別、寝具の管理、洗濯（洗い、干し、収納）を全て自分で行ってもらいます。

(2)夕食は調理員さんが、朝食は宿直員さんが作ります。配膳、食器洗いなども自分たちで行います。自立心を育むチャンスとして前向きに捉えてください。

(3)施設内の使い方、その他の細かいルール等は、入館時に説明します。

(4)本施設には飲料の自動販売機等は設置されていません。冷蔵庫を自由に使えますので、買い物の際に自分で買ったおやつや飲料を飲食したり、館内で職員が作ったお茶を自由に飲んだりすることができます。

(5)服薬している薬の管理、服薬管理は本人が行いますが、心配な場合は、職員が声を掛けながら服薬を確認します。

(6)食物アレルギーがある場合は、随時相談に乗りながら対応しますが、重篤なアナフィラキシーショック等が伴う状況がある場合は、宿泊の受け入れができないこともあります。

(7)突発的な発熱や体調不良、ケガ等が発生した場合は直ちに受診できるように対応します。

(8)傷害保険は主催者（市教委）が負担して加入します。（東京海上日動総合生活保険）

※補償額：ケガ…日額1,500円　入院…日額3,000円

10. 経費について

(1)利用料、食事負担金について

①施設利用料　700円×利用日数

※11月～３月は、上記の料金に暖房費として、100円加算されます。

※利用した日数分を、月末締めで納付書を発行します。

②食事負担金

宿泊	昼・夕・朝食	（一律　1,500円）
	昼・夕食	（一律　1,100円）
	夕・朝食	（一律　1,000円）
	夕食のみ	（一律　600円）
	朝食のみ	（一律　400円）

※利用した日数分を、月末締めで納付書を発行します。

４泊５日×２回滞在すると、おおよそ１万９千円程度かかります。

(2)利用料、食事負担金の支払いについて

留学終了後に納付用紙をお送りします。郵便局を利用しての振り込みをお願い致します。（振込手数料はかかりません。）

(3)お小遣いについて

生活に必要な物品が必要になった場合は、職員が引率して買い物に行くことも可能です。その他、体験活動等で園外で活動した際に飲食することも想定し、宿泊期間中3,000円ほど持参させてください。トラブル防止のため職員でお預かりすることもできます。

☆★参考★☆

例：各家庭に送付する納付用紙に添付する内訳表
（4泊5日×２回の場合）

（単位：円）

【内訳】			使用料	個人負担金				備考
				朝	昼	夜	合計	
9	8	月	700	/	/	600	600	入園　昼持参
	9	火	700	400	500	600	1,500	
	10	水	700	400	500	600	1,500	
	11	木	700	400	500	600	1,500	
	12	金	700	400	500	/	400	夕方帰宅
	13	土	自宅で過ごす					
	14	日	自宅で過ごす					
	15	月	700	/	500	600	1,100	朝の始業に合わせて来園
	16	火	700	400	500	600	1,500	
	17	水	700	400	500	600	1,500	
	18	木	700	400	500	600	1,500	
	19	金	700	400	500		900	日程終了・夕方帰宅
			7,000				11,600	

※センター使用料は11月～３月まで暖房費として100円増

合川学童研修センター使用料	７,０００円
個人負担金	１１,６００円
合計	１８,６００円